

## 令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会（第2回）議事要旨

### 1. 第1回検討会での主な意見と対応について

- ・事務局より、資料-1 及び参考資料1 のとおり資料説明があった。

### 2. 各委員からの放置艇対策等の報告について

#### (1) (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会報告資料について

- ・資料-2-1 のとおり、多摩川下流部で行った放置艇対策の取組を踏まえ、管理者から放置艇所有者への接触方法、周囲への周知の必要性、SDGS との連携について報告があった。
- ・放置艇所有者への接触方法の例として、管理水域内の定期的な見回りや、放置艇所有者への警告（電話、文書送付、船舶へのステッカー（定型なし）添付）を行っている。

#### (2) (一社)日本マリン事業協会報告資料について

- ・資料-2-2 のとおり、FRP 船リサイクルシステムについて報告があった。問合せは増えており、特に費用が注目されている。燃料等の高騰に伴い今後、値上げの予定がある。
- ・処理隻数は、特定の自治体からのまとまった隻数を扱う場合に大きく増える。固定の自治体の利用が多いが、新しい自治体もある。そのため、自治体からの回収廃船は積極的に受け入れたい。利用しづらい点があれば改善したい。

#### (3) (一社)日本マリナー・ビーチ協会報告資料について

- ・資料-2-3 のとおり、放置艇対策とマリナーやボートパーク等の利用促進について報告があった。
- ・放置艇の収容にマリナー等施設の余力を活用することは重要であるが、艇の利用目的、保管料金、提供サービス等と、放置艇所有者ニーズの確認が必要ではないか。
- ・一方で、整備を伴わないマリナー等以外の施設が増えることで、係留料金の安価な施設の選択肢が増えることは放置艇所有者にとって望ましいと思われる。
- ・船舶が減少していく中マリナー等施設の空きスペースの活用は別途検討が必要ではないか。

#### (4) 高知県報告資料について

- ・資料-2-4 のとおり、高知県での放置艇対策の実施状況について報告があった。
- ・放置艇の処分について、漁船における漁船登録の抹消と同様に、小型船舶についても JCI の小型船舶登録において抹消登録等の手続きがある。廃船処理後の船舶についてこれらの対応をしているかなど追跡していく必要があるのではないか。

#### (5) 岡山県報告資料について

- ・資料-2-5 のとおり、岡山県での放置艇対策の進め方と今後の対応として、収容能力の向上、放置艇の隣県への逃げ込み対策としての隣県との協働などについて報告があった。
- ・報告を受け、海事局より、小型船舶登録情報の提供方法について、電子データでの情報提供を行う考えがあるとの説明があった。また年4回の情報提供頻度について、年間延べ200弱の自治体等から申請があり、対象が重複する申請が複数あり作業負担が増加していること、複数自治体で取りまとめて申請するなど工夫頂きたいとの意見があった。
- ・岡山県、広島県の収容施設不足は、船舶数が非常に多いため整備が追い付いていない状況である。収容能力向上の方向性としては、簡易な施設また既存施設の有効活用を考えている。

#### (6) 東京都報告資料について

- ・資料-2-6 のとおり、東京都での放置艇対策の実施状況、今後の見通しとして保管場所確保の義務化、管理者間での連携の取組について報告があった。
- ・再発防止については、河川法に基づく監察を行っている。

#### (7) 大分県報告資料について

- ・資料-2-7 のとおり、大分県での放置艇対策の実施状況、撤去処分の具体的な取組みのプロセス（所有者への説明会、係留可能区域への誘導、行政指導に応じない所有者は海上保安部への情報提供等）について報告があった。
- ・現状の法制度が不足している印象はない。

- ・大幅に放置艇対策が推進したきっかけは、議会で放置艇について扱われ知事をはじめとした関係者の意識が変わったためである。トップの意識が変わったことは少なからず予算措置に寄与したと考えている。

### 3. 港湾管理者アンケート結果について

- ・事務局より、参考資料-2（会議限り）のとおり資料説明があった。

### 4. その他

- ・次回の検討会の予定について、事務局より説明があった。

以上